別添資料１

子育てサポートセンターにおける未入園児一時保育事業実施要綱

第１　趣旨

　　保育所又は幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）が、保育に関する専門性を活かして、家庭で子育てを行う保護者を登録し、きめ細かい子育て相談事業や一時保育を実施することにより、地域に最も密着した児童福祉施設としての役割を果たすとともに、地域における子育て支援をより一層推進するため、保育所等に設置する子育てサポートセンターにおいて未入園児一時保育事業を実施する。

第２　実施主体

　　事業の実施主体は、次の各号に掲げる施設（京都府内に設置されるものに限る。）とする。

(1)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所であって、同法第35条第３項の届出をし、又は同条第４項の認可を受けている保育所

(2)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園であって、同法第16条の届出をし、又は同法第17条第１項の認可を受けている幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）

第３　事業内容

実施主体は、次に掲げる事業から地域の状況を考慮して必要とされる事業を選択して実施するものとする。ただし、第１号に掲げる事業は必ず実施するものとする。

　(1) 登録及び情報提供事業

　家庭で子育てを行っている保護者（原則として満３歳未満の子どもの保護者とする。）を保育所等に登録し、子育て等に関する情報提供を実施する。

(2) 子育て相談及び育児教室事業

　　　次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める者により登録者を対象とした子育て相談、育児教室等を実施する。

　　ア　保育所　保育士（児童福祉法第18条の18第１項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）

　　イ　幼保連携型認定こども園　保育士及び幼稚園教諭（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状を有する者をいう。）

　(3) 一時預かり事業

　母親交流事業、育児教室等への参加機会の確保及び母親等のリフレッシュのため、登録者の子を対象とした一時預かり事業を実施する。

第４　実施方法

１　共通事項

　(1) 利用しやすい時間等の設定

　　実施主体は、第３に掲げる事業を組み合わせ、相談等を希望する者が気軽に集える場の提供を行うとともに、利用しやすい相談時間の設定など、子育て家庭の状況に応じ、相談や一時預かりを希望する者が利用しやすいよう柔軟な対応を心がけるものとする。

　(2) 地域子育て支援拠点等との連携

　地域子育て支援拠点が設置されている市町村の区域においては、当該支援拠点と十分な連携を図るものとする。

　また、地域において子育て支援の活動を行うＮＰＯ等の団体と連携し、効果的な事業の実施に努めるものとする。

　(3) 他の事業との区分

　　　実施主体は、事業の対象及び実施に要する経費を、他の補助制度等と重複しないよう、明確に区分しなければならない。

　(4) 費用負担

実施主体は、事業の実施に当たり、登録者、相談者、参加者等に費用の負担を求めてはならない。ただし、実費として必要な材料費、食糧費等については、この限りでない。

　(5) 秘密の保持及び個人情報の保護

　　ア　事業に従事する者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

　　イ　事業に従事する者は、業務上知り得た個人情報を業務遂行以外の目的に利用してはならない。

２　子育て相談及び育児教室事業の留意事項

　　子育て相談及び育児教室事業は、原則として土曜日に年24回を目途に実施するものとする。

３　一時預かり事業の留意事項

(1) 一時預かりを希望する登録者の優先順位は、子育て相談等によりその必要性を判断し、登録者１人当たり１回４時間以内、かつ、年間２回以内の利用とする。ただし、登録者にやむを得ない事情があると実施主体が判断した場合は、この限りでない。

(2) 一時預かりの実施に当たっては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35に規定する基準に準じて、適切な保育環境を整備し、対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じた職員（保育士及び市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者に限る。）の確保に努めるものとする。この場合において、当該職員の数は常時２人を下回ってはならず、かつ、その職員のうち、半数以上は保育士でなければならない。

(3) 一時預かりの場は、原則として、土曜日又は日曜日に年24回を目途に設けるものとする。

第５　経費に対する補助

　(1) 知事は、事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

　(2) 補助金の交付先は、一般社団法人京都府保育協会及び公益社団法人京都市保育園連盟（以下「保育団体」という。）とする。

　(3) 補助金の額は、実施主体の保育所等ごとに定額とし、知事が別に定める。

　(4) 保育団体は、次に掲げる事務を行うものとする。

　　ア　実施主体の事業計画、実施状況、事業実績等の取りまとめ

　　イ　実施主体に対する事業実施上必要な助言及び指導

　　ウ　知事に対する補助金の申請及び事業実績の報告

　　エ　実施主体への補助金の配分

　　オ　その他知事が別に指示する事務

第６　補則

　　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成23年４月12日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成24年４月17日から施行し、平成24年度の事業から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成28年９月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。